

時代の先覚者として生きた遠藤（岩野）清

—『青鞥』同人遠藤清（岩野清子）の思想とその時代—

伊東 民子

日本大学大学院総合社会情報研究科

Kiyo Endo (Iwano): Her Thoughts and Her Times

—a Pioneer of the Women's Rights Activist and a coterie of the Seito—

ITO Tamiko

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

Kiyo Endo (Kiyoko Iwano, 1882-1920) was a pioneer of the women's rights activist who fought for the improvement in the status of women from the end of the Meiji era to the Taisho era. The Revised Civil Code enacted in 1898 provided women were legally "incompetent persons"; however, she advocated that women themselves should change their traditional thoughts and that women should be respected in society.

Her views of women's rights were not accepted when she lived, but her hopes came true one after another at last. She was a great woman of vision. It is regrettable that she died at the early age of 38.

1. はじめに

私が遠藤清¹のことを知ったのは『『青鞥』人物事典 110人の群像』（らいてう研究会編）を読んだことである。そこには『青鞥』に関わった多くの女性たちの、時代の制約を受けながらも懸命に生を全うしようとした姿が描かれており、私はその姿に圧倒され、強く心が揺さぶられた。なかでも最も引きつけられたのが「岩野清子（遠藤清）」の項だった。

遠藤清は小説家岩野泡鳴と結婚していたが、泡鳴が青鞥社員の蒲原房枝と愛人関係になったため別居する。しかし、清は夫に対し同居請求の訴訟を起こしたのであった。それは「私は断じて妥協も屈従もしない。男の不道徳に対して泣き寝入りはしないのだ」という気持ちからだったというのである。私はこの姿勢は立派だと感じた。『人物事典』には多くの人生が書かれていたが、ここまで「戦う姿勢」を明確にした生き方は清より他になかったのである。

そこで、本稿では清の戦う姿勢の最たる事例として「治安警察法第五条改正運動」「岩野泡鳴との裁判」について取り上げ、論じていきたい。

2. 遠藤清とはどのような人物か

遠藤清は1882年（明治15年）、東京芝高輪で生まれる。父親は木村信義といい、維新後神田で漢学中心の私塾を開くなどしたが家運は傾く一方であった。清は13歳で祖母の生家遠藤家を再興し、戸主となっている。²

1897年7月、東京府立教育会附属小学教員伝習所を卒業し、東京府小学校尋常科准教員の免許を得る。翌年4月より北多摩郡谷保村立谷保尋常小学校・南足立郡花畑村花畑小学校などで働いた。1904年には教員を辞め、その後は鉄道局・電報通信社・人民新聞社で働く。また、1906年には今井歌子が発行した雑誌『二十世紀の婦人』の再興を手伝い、1906年11月には発行人となっている。

1905、06年頃から参加した治安警察法第五条改正請願運動では、1908年・1909年においては請願書提出代表者となっている。清は請願運動の中心となって活動したが、改正には至らなかった。

1909年12月、岩野泡鳴と出会い、同居する。ただし泡鳴には別居中の妻がいた。

1911年9月、『青鞥』が発刊された。清はすぐに

『青鞜』の社員となる。そして『青鞜』が無期休刊になる1916年までの4年5ヶ月の間『青鞜』誌上に論文、小説、随想など17本を寄せた。また、1913年の青鞜社第一回公開講演会で「思想上の独立と経済上の独立」を講演した。この講演会では唯一の女性講演者であった。

1913年3月泡鳴と前妻との離婚が成立し、泡鳴と清は法律上の婚姻生活に入る。1914年2月長男民雄を出産する。1915年7月、泡鳴が筆記者として雇い入れた蒲原房枝と関係を持ったことを清に告げた。この出来事のため8月泡鳴と別居する。別居後、双方ともに自己の主張を新聞や雑誌に発表し、さらに様々な識者が見解を発表したため、この別居は世間の注目を集めるものとなった。9月、清は泡鳴に対して同居請求、妻子の扶養料要求訴訟を行う。12月、清の同居請求に勝訴の判決が下り、泡鳴の離婚請求は敗訴となった。清は勝訴したが、この裁判については世間から多くの批判を浴びた。

判決が出る前、11月1日付で『愛の争闘』が出版された。この『愛の争闘』は1909年12月9日から1915年8月9日までの清の日記であるが、508頁にも及ぶものであり、清にとって単行本としては唯一の著作であった。

その後1917年2月に離婚が法的に成立した。泡鳴との離婚成立と前後して遠藤達之助と同居を始める。遠藤達之助は清より10歳年下の、画家を志す青年であった。1920年5月に女兒を出産する。

泡鳴との離婚後の生活は困窮を極めた。しかし、その苦しい暮らしの中で清は積極的に考えを発表していく。主なものに「欧州諸国の婦人に」（1918年）、「山本農相に我等が生活の窮状を訴ふ」「台所組合を作れ」（1919年）、「先ず子弟をして婦人を尊敬せしめよ」（1920年）などがあげられる。

また、1920年2月、第一回新婦人協会講演会で「治安警察法第五条解禁請願運動の回顧」という題で講演を行った。この頃から先に清が中心となった請願運動が再び新婦人協会を中心に高まり、1922年、ついに第五条第二項が改正された。しかし、清はその1年半前の1920年12月18日、持病の胆石のため38歳という若さで死去してしまうのである。

清の死後の1921年、遺稿が「女性同盟」9号、11

号に掲載される。「小児労働者に代わって小児権の復活を要求す」の正・続である。これは2年前（1919年）の6月に書かれたものであった。

3. 遠藤清の思想とその時代

3.1 治安警察法第五条改正請願運動との関わり

(1) 治安警察法第五条改正請願運動の経緯

1900年に治安警察法が制定された。その前段階に民法の公布がある。1898年7月16日、家族生活全体のあり方を国が規制する民法の第四編第五編が施行された。この法律は家父長制を絶対の規範とし、男性の権利が常に女性の権利より優先されるものであった。この民法の延長線上に治安警察法第五条が制定されたのである。つまり、「男性に従って生きる性」としての女性は当然のこととして政治に口出ししてはならない、と考えられたのであった。

この法律に対し、女性の政治参加への解放を求め、請願運動を起こしたのが今井歌子であり、遠藤清は病気がちであった歌子の後を受け継いでいった。

この「治安警察法」第五条第一項と第二項の条文とは次の通りである。

第五条 左ニ掲グル者ハ政治上ノ結社ニ加入スルコトヲ得ス

第一項

- 一 現役及召集中ノ予備後備ノ陸海軍軍人
- 二 警察官
- 三 神官神職僧侶其他諸宗教教師
- 四 官立公立私立学校ノ教員学生生徒
- 五 女子
- 六 未成年者
- 七 公権剥奪及停止中ノ者

第二項

女子及未成年者ハ公衆ヲ会同スル政談集会ニ会同シ若クハ其ノ發起人タルコトヲ得ス
公権剥奪及停止中ノ者公衆ヲ会同スル政談集会ノ發起人タルコトヲ得ス

この法律に対して、1905年1月、今井歌子を代表者として請願書が提出された。請願の趣旨は「第五条第一項第五号『女子』と第二項中『女子及』の三文字を削除する」というものであった。

その後1906年代表者今井歌子、1907年は堺為、

そして1908年、1909年には遠藤清を代表者として合計5回提出されている。しかし、いずれも改正には至らず、活動は中止となってしまった。

(2) 治安警察法第五条改正請願運動の意義

請願運動は改正には至らなかったが、清たちが投げかけた一石は次の時代につながる、意義ある一石となった。

清自身も「明治年間に於ける婦人活動史」³に「新聞雑誌界に於ても、我等の請願に対する反響として婦人と政治、婦人の社会上の地位等の論文が四十二年頃盛に掲げられた」と書いている。「日刊平民新聞」の論評（第33号 1907年2月24日）にも次のように書かれている。

若し夫れ治安警察法が、婦人の政談集会に出席し、政社に加入するを禁ずるに至っては、其非義不公なる、実に言語に絶せりといふ可し、（中略）爾く婦人の自由を剥奪し、権利を蹂躪し、婦人を以て全く政治的奴隷となせるの法文を存するの日本は、廿世紀の今日に於て猶ほ甚しき野蛮の域を脱却せざるものに非ずや。⁴

この論評には「請願運動」そのものについては言及されていないが、1907年に書かれたことを考えると、やはり清たちの活動の反響ととらえられよう。

清を代表者とする5回目の請願運動から10年後の1919年、平塚らいてう・市川房枝らが中心となり、新婦人協会が発足した。協会が実際運動としてまず取り組んだのが、治安警察法第五条改正であった。そして何度も否決や審議未了の憂き目に遭いながらも辛抱強く活動を続け、ついに1922年3月治安警察法第五条第二項改正法律案が可決された。

市川房枝は1979年8月27日に行われた日本記者クラブ夕食会での講演「婦人と政治」において、清について次のように話している。

すぐ（新婦人協会の）運動を始めたのですが、そんなに一ぺんにいろいろな運動は出来ないの、最初に何をするかというときに、遠藤清子さんは平塚さんの友だちであり、前に運動をしていたというので、私も連れられてその人に会いに行きまして、いろんな話をしました。そのとき治警5条の運動の話が出まして、これがス

トップしているけれども、「あなた方、続いてやってくれよ」ということになり、私どもも、「それではまずそれから着手するほうがいいだろう」ということで、最初に治安警察法第5条の改正運動を取り上げました。⁵

ここから、新婦人協会が治安警察法第五条の改正運動に取り組んだきっかけは清の助言であったことがわかる。さらに市川房枝は次のようにも言う。

若し遠藤氏の運動が引き続いていたら、もうとっくに五条等は修正されていたに違いないと思って居りました。それで一兩年來遠藤氏に向って、前の運動を再興される様にお勧めして来ました。而し氏は団体を持たなければ困難だからというので、着手されませんでした。⁶

つまり、清はこの運動が成功するためには個人ではなく、団体（組織）で動かなければ駄目だと過去の経験から考えており、それを市川房枝たち新婦人協会に託したのである。

また、清が1920年2月の第一回新婦人協会講演会において「治安警察法第五条解禁請願運動の回顧」という題で講演していることから、新婦人協会では、この運動の先鞭をつけた者として清を評価していたことがわかる。

3.2 法における妻の座

(1) 泡鳴との別居および清の主張

1915年8月岩野泡鳴は蒲原房枝と暮らすために清と別居した。このとき泡鳴42歳、清33歳、民雄1歳であった。

別居してすぐ清は『青鞥』に「別居に就て思ふ事ども」という一文を寄せた。そこでは次のように決意を述べている。

私は断じて妥協をしません。また屈従をしません。自分の力に就て、自分と云ふ意識のはつきりしなかった時代には、女はかういふ場合、かうした男の不道徳に対して泣寝入りをしたことでありませう。けれども自分と云ふものの力を認めるもの取っては、たとへ倒れるまでも自分の人間として生きて行くべき純一なる生活に生きていくのが本当ぢやないかと思ひます。

（中略）自分一人の力で、戦って見ようと思ひ

ます。⁷

次に『女の世界』（1915年10月）に寄稿した「なぜ私は離婚しないのか」という文章では、「自分の行動は自分のためだけではなく、同じ立場の女性のためなのだ」とこの行動に社会的価値があることを強調している。

また、同じ時期書かれた「法廷の裁決を乞ふまで」（『新公論』1915年10月）においては、「或程度までは妻としての夫の我儘を認容することも出来ますが、それ以上圧迫を加へられて服従するのはむしろ卑屈だと思ひます。」と述べている。

1915年12月13日、清の同居請求に勝訴の判決、一方泡鳴の離婚請求は敗訴の判決が下される。その判決を受けて清は翌年2月25日の『新理想主義』に「法律の認めたる妻の権利」という一文を寄稿する。ここでは判決において民法第789条の「夫婦同居の規定」が「強制規定と解す可く」とあったことに満足し、また「夫婦同居の権利義務は夫権の行使を妨げざる範囲内に於て全く平等にして差等あるものに非ず」という判断が下されたことなどから清は「夫が妻を一身の便不便から別居させたり、他の女と同棲するために妻を放逐するか或は同棲をこぼむことを許さないのです。」「つまり男にも正式の妻に対する貞操を規定しているのです。」「夫婦同居の義務と権利は決して判決云ひ渡しだけのものではなく、強制権のあるものだ」と云ふことが確認された訳です。」と述べ、喜びをもって受け止めている。⁸

それから4ヶ月経て書かれた「別居から訴訟まで」では、なぜ同居請求訴訟をしたのかについて、次のように述べている。

男子から精神的に非常なる虐待を受けて、悲惨なる一生を送って居る婦人達が今の世に何人有るか知れません。私の希望としては、私は勿論、一般にも人としての女、女としての人と言ふ事をもっと認めて貰ひたいと思ひます。此点から言つて今日我国の法律の範囲内で、何の点まで婦人の権利を認めるかと言ふ事を確かめたいのが私の願であります。⁹

このように、訴訟によって広く婦人の権利を確かめたいと考えたことを述べ、さらにこの後に続く文では、女性は男性と同等の権利を主張することによ

って運命を開拓していくべきであることや覚醒すべきであることを力強く主張している。

(2) 『青鞥』同人および社会の反応

清と泡鳴の別居について、平塚らいてうは別居直後の『婦女新聞』（1915年9月10日789号）において「不徹底なる岩野氏夫妻の別居」という談話を寄せている。そこでは、泡鳴との間にもはや愛情が存在しないのに離婚せず「別居」という手段を取り、正妻という立場にこだわっている（と、らいてうには感じられたのである）清に対して批判的である姿が見て取れる。

この談話から50年余り経た『元始、女性は太陽であった』でも、清の気持ちが納得できなかった、と述べている。¹⁰その理由は二つある。一つは元々らいてうは法律上の妻という立場は「空位」だと考えており、そんな立場は屈辱を感じこそすれ、微塵もありがたく思っていなかったからであり、もう一つは清が「恋愛中心の結婚」ということを日頃から主張しており、泡鳴と結婚生活に入るときも、「もし泡鳴が少しでも他の女性に愛を分けるならば、そのときが二人の愛の生活の最後である」ということを泡鳴と約束していると清から聞いていたからである。

また、元々らいてうは二人の結婚に対し懐疑的であり、清に対しては形式主義だと感じていた。「『愛の争闘』に現れたる両性問題」でも次のように書いている。

あなたがあなたの愛の相手として最も不適当な人をお選びになったことを悲しみます。と同時にこれらのことが、あなたにかなりつき纏った欠陥と私には感じられます。形式を重んじ、ものの輪郭にばかり拘泥して、ともすれば肝心な中身を、その実質を見落すところからきていくことの多いのを思わずにはられません。¹¹

この文章から、らいてうは、清は形式やものごとの外側だけにこだわる性質だからこそ、同居請求の訴訟まで起こして形式的な「妻の座」にこだわったのだと考えたことが推察される。

次に伊藤野枝の反応についてであるが、野枝は清の書いた「双棲と寡居」（1915年10月）について『第三帝国』（1915年11月号）誌上で激しく批判した。

そこでは、清の態度を不遜と断言し、清の「自分の生活を破壊することは現実的な対応ではなく、よりよき改革に近づかせるのが穏当な行為である」という発言に対し、真に自分の幸福を願うならば当然その不徹底な生活を破壊しなくてはならないではないかと述べ、また、真の個人主義者は他人の自由を尊ぶはずだから、清が泡鳴の主張を曲げさせようとしたのは個人主義でなく利己主義であるという批判を繰り返した。そして野枝もまた清を「屈辱屋」と言っている。このように、この文章で野枝は、完膚無きまでに清の主張を否定し、清のことを「あくまで対象をはなれ得ない非個人主義」とまで言い切った。これに対しては清も「恋愛と個人主義」という文章を『新潮』（1915年12月 第23巻第6号）に発表し、恋愛というものの多様性や同化ということについて、また個人主義というものの解釈の違いなどを述べ、反論している。

野枝がその後書いた「らいてう氏に」（『青鞥』第五巻第十一号 1915年12月号）では、清の『愛の争闘』を読んだ後の感想として全体的に清にも泡鳴にも同情を寄せており、表現はかなり軟らかいものとなっている。

しかし、『中央公論』（1916年4月号）掲載の「妾の会った男の人人」の中の「岩野泡鳴氏」では、また清を辛辣にこき下ろしている。

ここでは、泡鳴に対しては「小心な正直者」「冷静な理智などは全くないもののやうです。」などと評し、

その人（泡鳴のこと—引用者注）が其の中にたった一人の自分を譲った細君に如何に不見識なことをされてもそれをどうすることも出来ないのが非常に気の毒に思はれます。彼の泡鳴氏がなまじっかな仏心を出して礼を守って人格を尊重してやった、たった一人の女からああも滅茶々々な事になるとは何と云ふ皮肉なことです。¹²

などと述べている。この文章では一連の騒動の発端が泡鳴の不貞であったことについては全く触れていない。それどころか、清の行動を「不見識」「滅茶滅茶な事」ととらえており、泡鳴は同情すべき被害者であるという見地に立っている。

次に、与謝野晶子の反応を述べる。晶子は、元来

離婚そのものについては否定していない。晶子の評論集『人及び女として』のなかに、フランスでの見聞が述べられている。（初出は『太陽』1915年7月）それは、知人のピニヨレ夫人が離婚の裁判を法廷に仰いでいるというのである。その理由は、夫人が病気になるようになっていたとき、夫がある婦人と関係したからであった。そのことについて晶子はこう述べている。

私はピニヨレ夫人の凜然とした態度に敬意を払はないでは居られなかった。余りに自己を滅却して居る日本婦人のために、私は後悔の涙に咽んで居る其紳士（ピニヨレ氏のこと—引用者注）を気の毒と云ふより先に、此夫人の賢明を紹介したいのである。¹³

と書いている。この文章が書かれたのは1915年7月であり、それはまさに清と泡鳴の一連の騒動の直前の時期である。この文により、晶子は「夫の不誠実な行為に対して泣き寝入りはしない」ということは意味ある行動であると考えていたことがわかる。しかし、清が裁判という手段に訴えたことに対しては批判的であった。

『太陽』（1915年11月）に掲載されている「婦人と裁判沙汰」はその書かれた時期から見て、明らかに清の同居請求を意識していると思われるのであるが、そこでは次のように述べている。

私は近年政界に於て裁判沙汰の頻りに起るのを苦々しく思っている。・・今また思想界や新しい婦人の間にもそれに類したことの起りつつあるのは意外に感ぜられる。法律や道德の改造を叫ぶ位地にある人達が其法律に裁判を仰がねば自分達の生活を整理し得ないと云ふことは大きな矛盾である。¹⁴

清の場合も、夫が不道德を働いたという先のピニヨレ夫人と同じ状況である。そして「断じて泣き寝入りはしない」という姿勢で裁判に訴えたというのも同じである。しかし、晶子は離婚を求めたピニヨレ夫人には敬意を払い、同居を求めた清に対しては上記のように批判的であったのである。

また与謝野晶子は、1916年8月に発表した「離婚に就て」では、法律は幸福を擁護するためのものであるから、必要に応じて運用するのは汽車に乗ったり郵便や電車を利用したりするのと同じで正当なこ

とだと述べている。そうして、離婚という事態に陥ったとき、法律によって権利を主張し、自己を守ろうとするのは間違ったことではないと論じている。

¹⁵しかし、その後「勿論私は裁判狂のやうに万事を法律沙汰で決しようとする女があるなら其れを擯斥します。」とある。これは清を念頭に置いての発言ではないかと思われる。

次に、社会ではどのように報じられていたか。

新聞・雑誌は二人の別居直後から様々に報道した。愛人を作り、家庭を捨てた泡鳴は当然強く弾劾された。なかでも雑誌『太陽』主幹であり、法学者でもあった浮田和民氏は泡鳴のことを『岩野は性欲上の一種の病人である』とまで言い切った。

一方、マスメディアは清に対しても批判的であった。泡鳴に非があるのは明らかなのであるが、同居請求の訴訟という驚くべき手段に出たことが当時の社会では受け入れられなかったのである。加えて、今までの清が主張していた「愛情中心の結婚」ということから、愛情が消えたなら離婚するのが当然だろうと考えたのである。また、二人が相手への罵倒とも言える非難を繰り返していたことも同情や共感を呼び起こさなかったことの原因でもあろう。

さらに、そこに『青鞥』およびいわゆる「新しい女」に対する悪意に満ちた世評も作用していたことは間違いない。その点を裏付けるものとして次の記事を引用する。

東京朝日新聞 1915年10月21日の記事「泡鳴（岩野）対清子の確執 同居請求訴訟 第一回口頭弁論」には、次のように書かれている。

中肉中背の三十女は其夫である岩野泡鳴氏に対して提起した同居請求訴訟第一回口頭弁論の傍聴を終り退廷せんとする例の岩野清子である御召に藤色鶉縮緬の羽織を襲ね後れ毛のいたく纏れた丸髻姿に寧ろ新しからぬ容姿を見せた¹⁶

「寧ろ新しからぬ容姿を見せた」という表現は「新しい女」に対する揶揄であり、また清に対する侮蔑である。

また、同じく東京朝日新聞 1916年9月17日の記事では「無い袖は振れぬ 岩野夫妻の公判」という見出しのもと、「例の新しい女岩野清子（三十五）が」

という語句から始まる。「例の新しい女」という言葉をわざわざ付けて清を紹介するところに「新しい女」に対する悪意や揶揄が読み取れる。

『婦女新聞』813号（1915年12月17日）上の「大正四年の婦人界瞥見」では高島米峰が「俄に男を失ひたる『靈肉一致の寂寞』に、かてゝ加へて、泡鳴氏より、捨て扶持が来ないとすると、・・法律の力まで借りての騒ぎは、まづ以て、池上のお会式か、救世軍の路傍伝道と言った格。」と悪意と揶揄を込めて書いている。「靈肉一致の恋愛」ということを標榜していた泡鳴の言を踏まえて清を「靈肉一致の寂寞」と揶揄・侮蔑し、また、扶助料を要求したことに対しても批判している。

また、同号の「茶話室」というコラムでは、「岩野泡鳴と清子は、世間から名を忘れられないやう、人気を取るやう、相談づくで所謂八百長で、あんな裁判沙汰をやっているのではあるまいかといふ人がある。」と書かれている。二人の裁判を世間が冷ややかな眼で眺め、「売名行為ではないか」とまで思われていたことがこのコラムから推察されることを指摘しておきたい。

続く『婦女新聞』814号（1915年12月23日）の発行人福島四郎が書いた巻頭記事「愚なる裁判—岩野泡鳴夫妻に対する判決—」では、同居請求訴訟の勝訴の判決について強く批判している。その批判の内容は、まず、同棲すべしという判決が出て、実際同棲が行われるはずがない。そのような実行力・強制力のない判決は無意味であると述べ、次にこの訴訟は泡鳴への腹癒せに過ぎないのに清が「社会の為、婦人の為」と言うのは単に表面の辞令であると批判する。さらに、もしこの訴訟が男女入れ替わっていたならば（夫が同居請求したならば）どうか。本誌にも折々そのような身上話が寄せられるが、そんな場合は、妻は何時でも説諭や威嚇によって、泣き泣き連れ帰られるのが普通だ。そうすると、実際においては男が勝った場合は大抵判決に実行力が伴い、女が勝った時は全然実行力が伴わないと言ってよい。こう考えると、今回の訴訟は、夫の横暴に対する妻の無能力を証拠立てたに過ぎない。

以上のように述べ、最後に「これ位、自ら愚にし人をも愚にした裁判は無いと思ふ。」と断言する。

別居直後の『第三帝國』（1915年9月1日号・9月11日号）では石田友治が「岩野氏夫妻の主張 上下」において、「上」で泡鳴の、「下」で清の取材談話を載せているが、「上」では泡鳴の次のような持論が展開されている。

家庭は国家のようなものであり、優強自我である。天皇に対し絶対服従し、優強自我に国民の自我が吸い込まれていくように、家庭においても優強自我たる家長＝我が輩の自我に清の自我が吸い込まれなくてはならない。（中略）互いの個性を発達せしめ、互いに理解し合っただけで、優強自我は他の劣弱の自我を従はせしめ征服していく、是れが僕の専制主義、専政主義、征服主義である。¹⁷

というものである。

「下」では、清が「此の問題は私一個人の問題ではありません。」と言い、男子の我が儘のため悲惨な目に遭っている婦人達の代表的立場にある自分なので、冷静に、慎重に自分を処するつもりであると述べている。また、離婚すると自分の産んだ子どもが岩野家相続の権利を放棄しなくてはならない、それは馬鹿を見ることだから、その点からも離婚せず別居に踏み切ったと述べている。

同じ『第三帝國』（9月1日号）の「社会評論」で松本悟朗は「泡鳴氏夫妻の別居問題」という題で泡鳴の持論に対し強く批判し、一方清に対しても経済的問題や子どもが相続できない云々と言っていることについて批判を加えている。彼は11月1日号の『第三帝國』の「社会評論」でも「岩野夫妻の訴訟沙汰」という題で書いているが、そこでも「清子氏が夫の愛の消滅に対して復讐をしようとする考と、結婚を飽迄愛情本位に考へてゐる思想との間にどうして矛盾を感じないのか不思議である。そんな事で一般婦人のために良き先例を示してやるなどと高言する資格があるだらうか。」と批判する。

一方、先の「岩野氏夫妻の主張 上下」を書いた石田友治は『新理想主義』（1月25日号）¹⁸において「岩野泡鳴氏の問題」という一文を発表した。ここでは、「清は同居請求をなす資格が十分でないから本来ならば敗訴になるべき筈だが、泡鳴は『特別の人間』であるから、判決では清の要求通り同居に

じなければならぬとなった」と萬朝報は伝えているが、そんな理由によって同居すべしと言うのは違法ではないかと疑問を呈し、不当判決であると批判したのであった。

その記事に対して清自身が直接『新理想主義』を出版する第三帝國社を訪れ、判決文を提示した。その全文を読んで石田は2月5日号『新理想主義』の「社会持論」において、「之を通読するに、理義極めて明白、判決の毫も不当と認むべきのみならず」と述べ、さらに「即ち判決文は、夫婦関係を見るに同等の権利義務なることを以てし、岩野泡鳴氏よりも却って裁判官の方が遙かに新時代の進んだ考を有することを示してゐる。」と、判決文が実に妥当なものであり、夫婦の権利平等を説く進歩的なものであったことを認めている。つまり、先の批判を覆し、清が勝訴した判決は不当ではないとして清の主張を擁護したのであった。

この記事から約一ヶ月後、清は同誌（『新理想主義』）2月25日号に「法律の認めたる妻の権利」という一文を寄せ、判決内容を詳細に伝えている。

以上見てきたように、最後の石田の記事は清の主張に対し好意的であるが、その他の記事は多く泡鳴・清に対し批判的であった。この厳しい状況のなかで清は『青鞥』同人たちからの援護もなく、孤立無援での戦いを強いられたのであった。

(3) 清の行動の意義

清に向けられた批判を整理すると、次の3つに集約できる。すなわち、

①同居請求勝訴の判決が出たとしても、同居を強制することはできないから、無意味な訴訟である。

②今まで主張してきた「愛情中心の結婚」という考えと矛盾する行動だ。今までの主張から考えれば、潔く離婚するのが筋である。

③要するに清の行動は、形式的な「妻の座」に拘泥しているだけで、何とも見苦しい姿である。

というものである。果たして、この批判は正しいのであろうか。

まず①であるが、確かに同居は強制できない。しかし、清は真に同居を望んでいたのではない。清が望んだのは「夫が勝手に愛人を作っても、妻は泣き

寝入りするしかないのだ」という状況を認めない、ということである。

社会通念として夫の貞操義務が重要視されておらず、未婚の女性との不貞は姦通罪にもならないのがこの時代であった。『日本婦人問題資料集成』に掲載されている1914年5月1日～6月11日までの『読売新聞』「身の上相談」を読むと、この当時の風潮がよくわかる。¹⁹そのなかに「不品行の夫にも仕ねばならぬか」（5月26日）という身の上相談がある。内容は、夫が「卑しい女」から手紙を貰ったり、不品行をしたりしている。諫めようとしても夫は「此世の男子の中にお前が考て居る様な人は一人も無い、これ位の事で言ひ草を云って如何する」と言う。こんな思想を持った夫に今迄通り仕えねばならないか、というものである。それに対する回答は「さういふ経験をなさるのは貴女ばかりではありませぬ、殆ど凡ての女は結婚して同じ経験に遭遇するのであります。」という言葉から始まり、要するに貴女の清い愛の力で夫を清い方面に導いて、自分が悪かったと悟るようにするより外にない、という全く解決にも力にもならないものである。

同じく「弱った心を鞭って下さい」（6月8日）でも、夫の非行（酒色に耽溺し、何か言うとなお一層帰って来なくなる）は子どもがいないことからだと思いが、色々考えると死を考えてしまう、どうか弱い心に鞭打って下さいという相談に対し、「良人のために泣く貴女は辛いに相違ありませんが、それを忍耐してこそ、人生の無限の味ひは出て来ます。」と回答する。要するに夫の非行に対し耐えて、自分の心持ちを変えるしかないというのである。

この2例の回答例から、当時の社会において夫の不誠実な行いは半ば公然と認められていたこと、そして社会全体がそういった行為に対し寛容であったということがわかる。

また、先に引用した『婦女新聞』814号で福島四郎は同居請求について「実際においては男が勝った場合は大抵判決に実行力が伴い、女が勝った時は全然実行力が伴わないと言ってよい。」と述べ、「夫の横暴に対する妻の無能力を証拠立てたに過ぎない。」と結論づけているが、この文章からも妻は夫の横暴に対して「無能力」という状態を強いられていたこ

とが読み取れる。

だからこそ清の同居請求訴訟は意義を持つ。清は夫に対し「あなたの取った行動は不誠実であり、本来夫婦がともに持つべき貞操義務に反しているから私はあなたの行動を許さない」という明確な意思表示を行いたい、そして、その手段は「同居請求」以外にないと考えたのである。

姦通罪が女性のみが存在したこの時代に「私は断じて妥協をしません。また屈従をしません。」という精神のもと、社会のみならず『青鞥』同人たちからも批判され、満身創痕となりながらも、ともかくも戦い抜き、「夫婦同居は強制規定と解すべきだ」という判決を得て、夫の不貞に対してただ我慢だけがあるのではないことを世に知らしめたことの意義は大きい。この判決は、夫が勝手な論理で妻を放逐したり、他に愛人を作って出て行ったりすることは法の精神（民法789条「夫婦同居の義務」）に反しているということを明確に示した。判決では「夫にも貞操義務がある」とまでは述べられていないが、「一身上の便不便を主張して夫婦同居の義務を免れようとするようなことは民法も断じて許容しない」という判断は画期的であった。この判決が夫の身勝手な行動を規制する判決であったことは間違いのないのである。

以上のように考えていくと、清の「同居請求の訴訟」は決して無意味ではなかったと明確に言えよう。

次に②について考えたい。らいてうも野枝も『第三帝國』の松本悟朗も、今まで清が「恋愛中心の結婚」を標榜していたことと矛盾するではないか、と非難した。確かに「日本の婦人として私達は今日の婦人問題を如何に考ふるか？」（『新日本』1913年11月）において清は「私がもし相手に対して愛を以て迎へられなくなった場合は直に離婚してもらひます。又良人が私を愛せなくなった場合も同様にします。」と言っている。しかし、ここで言う「良人が私を愛せなくなった場合」とは、二人だけの問題の場合である。つまり、不貞という要素がなく、純粹にお互いの間に愛情がなくなったとしたら清は泡鳴と別れるのは当然だと考えていたのだ。しかし、今回は夫が不貞を働いたのである。ここで離婚してしまえば「不誠実は許さない」という意思表示が出来なくな

ってしまうと考えたに違いない。

つまり、「お互いの愛情が冷めたならば離婚する」というのも清の主張であるが、同時に「不誠実な夫に泣かされている婦人たちのためにも離婚せず、断固戦う」というのも清の主張であり、この背反する主張のうち、清は後者を選んだのである。離婚しなかったのは矛盾ではなく、選択であったのだ。そしてこの選択に意義があったことは①に述べたとおりである。

最後に③について考えたい。らいてうにとって「妻」とは総ての財産や決定権を夫に吸収された「法的無能力者」であり、「空位」である。だからその座に就くことは屈辱以外何ものでもない。しかし、清にとって「妻」は「法的無能力者」ではあるが、「空位」ではない。「夫の不誠実によって剥奪されることがあってはなし、法的に守られなければならない存在」であると考えたのである。そうして、財産や決定権はなくても、愛情や誠意においては夫婦同じく権利と義務があると考えたのである。つまり、らいてうは「妻」が虐げられているが故にそれを遠ざけたのに対し、清は虐げられているが故に何とか少しでもその地位を上げよう、と切り込んでいったと言えるのだ。確かに見方によっては、愛情がなくなっても妻であることに拘泥する姿は見苦しいものであろう。しかし、全てのものを投げ打つことは、ある種の美学にはかなうことだろうが、そこに横たわる問題に対しては何等の解決にもつながっていかないことでもある。

また、らいてうも野枝も清が「妻の座」という形式にこだわることを批判したが、そもそも結婚とはそれ自体がひとつの形式なのである。だから、ひとたびこの形式を選んだならば、お互いを思いやり、責任と義務を持って「結婚という形式」と、そのなかの「夫と妻という立場」を維持するように努力すべきなのだ。

そのように考えていくと、清の行動の意義が明確になる。清は、形式の持つ重みを重視し、さらに社会が「妻」という座を軽視していることに憤り、法律がどこまでその座を尊重するか問うたのである。それは「妻の座への拘泥に過ぎない」と単純に切り

捨てられるものではない。

以上、清に向けられた批判に対して反論し、清の行動の意義を述べたが、しかし清の取った一連の行動には問題もある。

第一に、あまりにも泡鳴と房枝を非難しすぎた点である。泡鳴との非難の応酬は二人の人間性への社会の評価を著しく低下させたと思われる。また、清は泡鳴がいかにも圧政主義の暴君で不誠実であったかを暴露しているが、それなら「愛情中心の結婚生活」を標榜する清がなぜ別れようとしなかったのか、また「個人主義の尊重」という主張と矛盾していたのではないかと、という批判となって清に返ってくることに気づくべきであった。また、房枝のことを「田舎者」「(泡鳴の相手が)もっと人格もあり、学識もある婦人であったことを切望する」などと言っているが、そういう物言いは冷笑と反感を買うことにつながることも気づくべきであった。

第二に、一連の行動の初期において、不用意な発言が多く、そのために同居請求訴訟の持つ意義が社会に正しく認識されなくなってしまった点である。

例えば、「復讐」という言葉を用いてしまったために、同居請求訴訟が単なる「私怨を晴らすため」と思われてしまったのである。その「復讐」という語は、「離婚は彼等に自由を与へる途にもなる。私は彼等が今日まで私に与へた苦悶と、侮辱とは、妻としての権利を保留して置かなければ、十分復讐出来ないと考へたので、別居を要求しました。」(「なぜ私は離婚しないのか」1915年10月)という文脈のなかで用いられている。そのため、この後に続く「悲哀に沈んでゐるやさしい婦人達の身代わりとして、・・・私は彼等を敵として闘ふ」という言葉が空疎な、取って付けたような言葉に受け取られてしまうのだ。

また、やはり初期に「離婚してしまうと自分の子どもが岩野家を相続できなくなってしまう」(『第三帝國』1915年9月11日)と発言しているが、この発言も軽率である。こういうことを言う「同居請求訴訟」が私怨を晴らすためであると同時に自分の私利私欲のためであると考えられてしまうのである。

そもそも、当時の家父長が支配する家制度と良妻賢母主義に対し、真っ向から反対する考えを持っていた清が「家」にこだわっている姿は元来の主張と

矛盾する。そうして、そういう「家の相続の権利」などと旧態依然としたことを言えば、『『新しい女』の古くさい主張』として、またしても「新しい女」批判につながっていくことに気づくべきであった。

このように、清の取った行動に問題もあり、そのためその行動の意義が正しく認識されなかったことは誠に遺憾である。しかし、それでも清の同居請求訴訟は時代に先駆けた、意味ある行動だったと重ねて強調したい。

4. 遠藤清の思想への評価を求めて

遠藤清は、治安警察法第五条改正運動においては、政治に女性が参加する権利を求め、『青鞥』においては、『青鞥』随一の論客として男女平等・経済的独立と思想の独立・個人主義の尊重を主張した。また泡鳴との離婚問題では同居請求と妻子の扶助料要求を提訴して、夫の暴戾に黙って耐えるしかないという社会の風潮に反旗を翻した。

泡鳴との離婚後は経済的に困窮しながらも全力で社会問題や女性問題に取り組み、主張を鮮明にして発表を続けた。そしてその対象は家事労働・社会情勢・小児の権利へと広がりを見せていったのである。なかでも家事労働に関しては、女性自身はもちろんのこと、男性も家事労働に対し価値を認め、尊厳を払うべきだと再三主張した。

このように、治安警察法第五条改正運動に加わった20代の始めから38歳で死去するまで清は一貫して男女平等、女性の権利の保護と拡張、そして女性自身の意識の覚醒を主張し、真摯な姿勢で「女性の置かれている立場を改善したい」「女性を尊重する社会を形成したい」と訴え続けた。そして常に「今何が問題なのか」という問題意識を強く持ち続けて生きていったのである。その遠藤清の一貫した姿勢は正しく評価されるべきものである。

さらに清の主張には優れた先見性があったことも指摘したい。政治に女性が参加する権利の主張、「夫の遺産譲渡の場合には妻はその全財産の二分の一だけを獲得する権利がある」という主張、夫にも貞操義務があるべきだという主張、台所組合による家事労働の軽減、小児労働者保護の思想、義務教育の延長とその内容の充実、経済的困難者に高等教育を受

けさせるため国が広く援助を行う必要があることなど、その後それらがさまざまな形で実現していったことを思うと、清の先見性は明白である。

しかし、現代において清はほとんどその名前も業績も知られていない。その理由は主に二つあると考える。第一に、「岩野泡鳴の妻・清子」として泡鳴との結婚生活や離婚騒動を中心に言及されることが多く、女性の地位向上・意識の覚醒・社会の意識改革を求める清の先見的な、鋭い主張を中心に据えて言及されることが少ないからではないか。加えて清の単行本としての著作が泡鳴との日々を綴った『愛の争闘』だけであることもその理由であろう。²⁰

第二に、貧しさとそれに伴う早すぎる死である。清の主張は泡鳴との離婚を経て、より鮮明になり、社会に対する問題意識もさらに強くなっていった。しかし、泡鳴との離婚後はずっと貧しさから生活に追われており²¹、与謝野晶子・平塚らいてう・山川菊栄らによって繰り広げられた「母性保護論争」のように清もその論争に積極的に加わって発言すべき時も失ってしまった。清は生前最後に「小児労働者に代わって小児権の復活を要求す」という優れた論文も書いたのだが、生きていたときには発表する場が与えられなかった。²²それは「母性保護論争」のような女性問題の本質に迫る論争に参加できなかったことも影響しているのではないか。

清の、権利を強く主張する姿に対し、社会はなかなかその意味を評価しなかった。長く親交があり、清と同じく女性の自立と精神的自由を強く希求した平塚らいてうからも「形式的な女権論者」と評されていた²³ことは、いかに当時の清が「権利ばかりを振りかざす女」と思われていたかが推察される。

しかし、権利を保有することは、地位向上のため、意識の改革のためには、まず最初に求められることなのである。それは女性に限ったことではない。現代社会においても権利が保障され、また行使されることによって社会や個人の意識が変わり、地位が保全・向上していく姿は多く認められる。例えば多くの女性が現行の「育児介護休業法」により保障された権利を行使し、仕事を中断することなく育児や介護にあたっている。この法律の行使によって、女性はキャリアを継続させることが可能になり、それは

間違いなく女性の地位向上に寄与しているのだ。

遠藤清は明治期より現在のこの姿を予見して「権利獲得による女性の地位向上」を主張し続けたと言えるのではないか。

最後にらいてうが亡くなる一ヶ月前(1971年4月)、小林登美枝(自伝『元始、女性は太陽であった』の編集者)に語った言葉を記したい。

あの当時、清子さんが、妻の権利の擁護のために、泡鳴に対して訴訟を起こしたことについて、なぜあかも法律上の妻の立場にこだわるのかと、そんなものを頭から無視していたあのころのわたしには、あの訴訟の価値がみとめられなかった。しかし、いま考えると、あれはやはり、旧民法の範囲内で妻の権利を主張しようとしたことで、一つの意味はあったと思う。²⁴

清が訴訟を起こした1915年から56年後に語られたこのらいてうの言葉からも清の行動の意味、そして先見性が明らかになっていくのである。

5.おわりに

清は死ぬ前に達之助の故郷京都を訪れている。らいてうの『元始』や尾形明子氏の『自らを欺かず』では京都行きを12月中旬としているが、1920年12月19日『読売新聞』朝刊によれば少なくとも11月中旬以前から京都にいたことがわかる。その記事では清の死を次のように報じている。

遠藤清子女史は十一月十三日京都に於て発病、同十六日京都大学病院内科に入り、診断の結果胆石症と判明し、更に外科施術を受け、爾来引続き同院に治療中の処、数日前より病革まりて昏睡状態に陥り・・・十八日朝遂に逝去されました。²⁵

この記事の18日前の同紙(12月1日)には「遠藤清子夫人 京都大学病院に入院中の為達之助氏の渡欧も延期」という記事も見られる。これらの記事から京都を訪れてすぐ死去したのではなく、もっと前から逗留していたことがわかるのであるが、それはまた新たな生活を模索していたことを意味するのではないだろうか。画学生であった達之助の渡欧という計画も本当にあったならば、それはまた清に新たな生活をもたらしたであろう。ただ、それらの可

能性も総て清の死によって幕引きされてしまった。

内閣府が2009年10月に実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」における「社会全体でみた場合には、男女の地位は平等になっていると思うか」という質問に対して、「男性の方が優遇されている」とする者の割合が71.5%であった。²⁶遠藤清が「人類として男性と女性は平等である」と『青鞥』で訴えてから約100年経た。100年経っても、まだ平等と感じられない、男性の方が優遇されていると感じる人が70%を超えているというのが現状なのだ。

だから、私たちは時代を変えていくために清と同じく発言し、行動しなくてはならない。そして何より、現在は遠藤清などの多くの先人が戦い抜いた過去とつながっていることを認識し、また次世代に伝えていかななくてはならないのだ。

遠藤清は現代において忘れられている人である。しかし、忘れてはならない先覚者なのである。

¹ 遠藤清は、岩野泡鳴と婚姻関係を結ぶ前と離婚して後は名を「遠藤清」と表記している。また、泡鳴と婚姻関係にあったときは「岩野清」「岩野清子」と表記している。本論文では「遠藤清」に統一することとした。

² 清の概略についての参考文献は次の通りである。尾形明子『自らを欺かず』筑摩書房、2001年4月20日。らいてう研究会編『青鞥』人物事典 110人の群像」大修館書店、2001年5月24日。三鬼浩子「遠藤 清—法の中の女性像との格闘を中心に—」『史艸』38号日本女子大学史学研究会編集、1997年11月15日。

³ 「明治年間に於ける婦人活動史」『新公論』28年4号(1913年5月)、134頁。

⁴ 執筆者不明「治安警察法(上)」林茂・西田長寿『平民新聞論説集』岩波文庫、岩波書店、1992年2月26日、186頁。

⁵ 「婦人と政治」日本記者クラブ夕食会講演、1979年8月27日、出典はインターネット。2009年9月18日アクセス。

<http://www.jnpc.or.jp/cgi-bin/pb/pdf.php?id=121>

- 6 市川房枝「治安警察法第五条修正の運動」『婦人同盟』1920年10月創刊号・「市川房枝集第1巻」日本図書センター、1994年11月25日、86頁。
- 7 「別居に就て思ふ事ども」『青鞥』第五卷八号、1915年9月、龍溪書舎復刻版(1980年3月20日発行)、28-29頁。
- 8 同寄稿文では、その他に離婚の場合も民法では「相互の協議即夫婦双方の同意でなければならないことになってある」と述べ、財産権についても法律では妻の財産権が認められていないが、婚姻の届け出前に契約しておけば夫婦財産制とすることができること、また婚姻後でも妻が自分の名で得た財産はその財産として認められるから、財産の独立はできると述べており、全体として妻の権利・人格の尊重を明確にすることを主眼として書かれている。
- 9 「別居から訴訟まで」『婦人公論』1916年6月 第1年6月、中央公論社、19-21頁。
- 10 平塚らいてう『元始、女性は太陽であった 下』大月書店、1985年7月19日、576-578頁。
- 11 平塚らいてう『『愛の争闘』に現れたる両性問題』『平塚らいてう著作集2』大月書店、1983年8月10日、131頁。初出は『中央公論』1916年2月号。
- 12 「妾の会った男の人人」、『定本 伊藤野枝全集2』學藝書林、2000年5月31日、344-346頁。
- 13 「あれや、これや」『人及び女として』初出は『太陽』1915年7月1日、『鉄幹晶子全集16』勉誠出版、2004年12月24日、39頁。
- 14 「婦人と裁判沙汰」『人及び女として』初出は『太陽』1915年11月1日、『鉄幹晶子全集16』勉誠出版、2004年12月24日、81頁。
- 15 「離婚に就て」『我等何を求むるか』『鉄幹晶子全集17』勉誠出版、2005年3月31日、287頁。
ここでは離婚について「法律以外の手段で其権利を擁護することが出来ず、其損害を回復することが出来ない場合已むを得ず最後の審判を法律に求めることが現代に最も賢く生きようとする人間の取るべき唯一の方法では無いでせうか。」とも論じている。
- 16 「朝日新聞の記事にみる恋愛と結婚」朝日文庫、朝日新聞社、1997年10月1日、227頁。
- 17 石田友治「岩野氏夫妻の主張 上」「岩野氏夫妻の主張 下」『第三帝國』復刻版不二出版、1983年6月6日。
- 18 『第三帝國』は1916年1月5日号から誌名が変更され、『新理想主義』となった。
- 19 「第四部 さまざまな家庭制度論」湯沢擁彦編集・解説『日本婦人問題資料集成 第五巻 家族制度』ドメス出版、1981年2月15日、424-426頁。
- 20 例えば森まゆみ「岩野清子」『明治快女伝 わたしはわたしよ』(文藝春秋社、2000年8月)では紙面のほとんどが岩野泡鳴とのいきさつについて費やされており、泡鳴と離婚後に書かれた著作には全く触れられていない。
- 21 この頃の清の厳しい暮らしぶりが『読売新聞』の記事からうかがえる。1919年11月18日朝刊「いっそ女工でもなろうと遠藤清子さんが決心を語る『若き雀』の遠藤達之助氏は已に筋肉労働者に身を墜とす」という題の記事は、清が「民雄も来年は学齢ですから何とか定まった収入を得たいと考へ女工にならうと方々探しましたが・・・仕事には全で素人のわたしなど、どう考へても月に三十円位になりません」などと語ったことが書かれ、さらに達之助が「実は私、今日で一月ばかり荷車を曳いたんですよ、・・・明日からは復た或工場の労働者になる筈です」と語ったと書かれている。
- 22 尾形明子『自らを欺かず』(筑摩書房・2001年4月)には、この論文(『小児労働者に代わって・・・』)を『婦人公論』に持ち込んだものの採用されず、清子はらいてうに原稿を託した(238頁)とある。
- 23 平塚らいてう『元始、女性は太陽であった 下』大月書店、1985年7月19日、523頁。
- 24 同上、627頁。
- 25 「泡鳴先夫人清子逝く 十八日京都大学病院にて」『大正時代の読売新聞データベース』。1920年12月19日『読売新聞』朝刊4面。
- 26 内閣府ホームページ・2009年12月22日アクセス。
<http://www.gender.go.jp/yoron/yoron.html>

(Received:September 30,2010)

(Issued in internet Edition:November 1,2010)